

議第109号

呉市隣保館条例の一部を改正する条例の制定について
呉市隣保館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市隣保館条例の一部を改正する条例

呉市隣保館条例（平成16年呉市条例第17号）の一部を次のように改正する。
第1条の表呉市皆実会館別館の項及び呉市皆実コミュニティセンターの項を削る。
別表呉市皆実コミュニティセンターの項を削る。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（提案理由）

呉市皆実会館別館及び呉市皆実コミュニティセンターを廃止するため、この条例案を提出する。